

論 説

企業倫理学と企業の経済学

田 島 慶 吾

問題の所在—企業倫理学の問題設定とは何か—

Business Ethics（経営倫理学，または，企業倫理学，以下では企業倫理学と訳す）は1970年代の成立から既に30年以上の歴史をもち，一つの確固たる学問領域として認知される段階にまできた。しかしながら，その30有余年の形成史において，等閑視することのできない問題が明らかになってきたように思われる。方法論の問題である。企業倫理学はもともと倫理学と経営学，経済学を中心とする社会科学の二つの学問分野の学際的研究として成立したが，倫理学が企業倫理学の形成史において指導的役割を果たしてきたことは否定できない。倫理学という規範的性格の強い学問と経営学，経済学という実証的性格の強い学問の二つの学問分野が「融合」してこそ，企業倫理学という新しい学問の意味があるのだが，この「規範的」と「実証的」の二つの形容詞を「融合」させることは最近の議論を顧みるまでもなく困難な課題であることは明らかである⁽¹⁾。

確かに，社会科学の立場から見れば，「従来の」企業倫理学は或る意味では「企業」倫理学ではない。本論では企業倫理学における「規範」対「実証」の議論に立ち入ることはできないが，企業倫理学が「企業」倫理学ではない，という言葉の意味は，従来の企業倫理学があまりに規範的に過ぎるからではない。つまり，小論が問題とするのは，規範的対実証的企業倫理学の対立を前提した，従来の企業倫理学に対する批判ではなく，これまで倫理学（者）が主導してきた企業倫理学の方法論に関するものである。

我々が考える企業倫理学とは，企業という制度が，それに関わる人間をして，非倫理的，反倫理的な行為に駆り立てる制度的誘因を第一に分析し⁽²⁾，第二に，この分析に基づいて，プロ倫理的な行動を導くような制度設計を論じるべきものである。このように考える時，これまでの多くの企業倫理学の方法論—倫理原則の企業行動への適用—は誤っているように思われる。

第一節 企業倫理学の方法論—倫理学の適用問題—

第一項 企業倫理学と倫理学

企業倫理学の通常のテキストの編別によれば、最初に、倫理学 (Ethics) が論じられる。企業倫理学における「倫理学」とは、「道徳的行為の諸原理、または、諸規則」⁽³⁾であり、この意味で、倫理学とは「正しい行為の本質」、つまり、正しい行為の正しさとは何か？ 及び、正しい行為はいかなる意味で正しいとされるか、を体系的に考察する学問とされる。しかしまた、企業倫理学における倫理学とは倫理学一般ではなく、道徳哲学 (Moral Philosophy) と呼ぶべきものであろう。道徳哲学とは、「価値と規範、正と不正、善と悪との観念、為されるべきことと為されるべきでないこと、についての哲学的考察であり……個人的な関係においても、組織的社会においても見いだされる規範的観念 (すなわち、価値の観念や何が為されるべきかという観念) についての検討を含む」⁽⁴⁾とされる。

従って、企業倫理学の倫理学としての対象は、人間の行為、または、行為の選択にかかる「正しさ」とは何かである。核心は、正しい (right) 行為と正しくない (wrong) 行為、良い (good) 行為と悪い (bad) 行為とは何であるか、である。ある行為 (選択) は、その行為を行うことが正しい、良いから行われ、ある行為がなされないのは、その行為を行うことが正しくない、悪いから行われない。「道徳的行為の原理または規則……正しい (right) と悪い (band) を定義する社会的実践(は)……特定の個人によってこれらの基準を受容 (或いは拒絶) される以前に存在する。従って、道徳性は個人的政策、または、コードではない」⁽⁵⁾。

行為は、行為の動機、行為の経過、行為の帰結から構成される。道徳哲学における中心問題は、人間の利己心 (Self-Interest) である。利己心とはここでは、自分の欲望を満足させる (少なくとも、満足させることを意図した) あらゆる行為の内的動機としよう。

企業倫理学の中心問題もまた「利己心」、或いは、「利己心に基づく行為」と「正しい行為」の関係にある。「我々が倫理の領域に入るのは、まさしく、利己心と私の他人に対する義務とが衝突する場所である」⁽⁶⁾。利己心に基づかない行為が存在するか？ という問題は重大な問題である。この議論は経済学においては複雑な展開を見せているが、この両者の関係については、あらゆる行為は結局のところ利己心に基づく (「啓蒙された利己心」とするか、行為の動機が利己心であれ、義務であれ、利他心であれ、合理的な行為は関知しないとすることによって、両者の対立を無化するか、或いは、利己心には還元できない、固有の倫理的領域 (或いは、道徳性の諸規則) の存在を認めるか、の三つに大別されよう。

企業倫理学では、利己心に基づく行為 (場合によってはこれは「慎慮」と呼ばれる) と倫理的な行為との区別、「慎慮 (利己心) の諸規則と道徳的諸規則とを区別すること」⁽⁷⁾が最初のステップで

ある。ここでは、利己心に由来する行為と利己心に基づかない、「正しい行為」（これは例えば、義務に基づく行為、普遍的な道徳性に基づく行為、利他的な行為、等）の二つが存在することが前提とされている。つまり、企業倫理学は倫理学として、利己心に還元できない、「正しい行為」を研究の対象としているのである。

第二項 利己主義とその克服

行為の動機は利己心であるとする立場は、一般に、利己主義 (Egoism) とされる。ある行為の正しさも、行為の動機、行為の経過、行為の帰結から考察される。行為の正しさを行為の動機としての利己心に求めれば、第一に、心理学的利己主義 (記述的) と倫理的利己主義 (規範的) が、第二に、義務に求めれば義務論 (カント義務論) が要請される。義務論の代表的な論者は、Norman E. Bowie (1999)⁶⁾ である。企業倫理学で援用される倫理学説で最も好まれる説はカント倫理学であるので、Bowie の説を取り上げよう。

Bowie は、カント倫理学から Principles of a Moral Firm を導出し、「道徳的企業」「道徳的企業経営」を提唱した⁹⁾。Bowie の主張する「道徳的企業」「カント主義的企業」は、カント倫理学原理の企業 (ステークホルダー論に基づく) への適用 (Principles of a Moral Firm) であるとされる。この適用により、企業は、ある行為が「利益になる」との観点においてではなく、それが「正しい」という義務から行為すべきであるとされる。そしてこの「カント主義的企業」は経営学理論によって経験性が保障され、更にまた、経済学理論 (エージェンシー理論 (モニタリングコストの減少)、取引費用論 (取引費用を減少させるものとしての「信頼」)) によって競争的優位 (「費用」の節約) を担保され、かつ、道徳的なもの (信頼、協調行動) として構想されている。つまり、Bowie は「正しいという義務の感覚」(義務論) から企業行動はなされるべきであったのである (しかしながら、Bowie が部分的に依拠した経済学理論は、「利益になる」「効率的になる」との観点で分析がなされている)。倫理学の企業倫理学への適用という方法論はこの場合にはっきりと現れている。

第三項 「適用」問題

この方法論とは、Bowie に限らず一般的である。つまり、目的論、義務論、功利主義、徳論といった倫理学原則が企業行動に「適用される (apply)」。

「企業倫理学とは、複雑な道徳的ジレンマを吟味し、解決するために、倫理的諸原理を適用する技術と訓練 (art and discipline) である」¹⁰⁾

企業に適応された上記の意味での倫理学が企業倫理学と定義される。従って、企業倫理学とは企業の行為（行為の選択）における倫理学である。この「適用」を可能とするのが、「モラル主体としての企業（Corporation as a Moral Agent）」の概念である。企業倫理学の基本的発想は、企業は利潤追求を唯一の正当な（つまり、法律に違反しない限り）目的とするフォーマルな組織であるが、同時に、モラル・エージェントとして、この自由は当該社会によって承認されている倫理規範に制約される、というものである⁽¹¹⁾。

この「モラル主体」⁽¹²⁾としての企業を具体化した企業概念が社会的企業、または、ステークホルダー企業である⁽¹³⁾。ステークホルダー・アプローチとは、現代企業は、プリンシパル（株主）— エージェント（経営者）の間の受託義務（利潤最大化）以外に、従業員、供給者、消費者、地域社会、更には、国家、環境に対してさえ、「受託義務」を負っているという思想である。このアプローチによれば、企業の目的とは、利潤最大化ではなく、各ステークホルダーの利害を調整する、或いは、各ステークホルダーの利害を「等しく」考慮し、調整することであり、経営者はこれらのステークホルダーから、この目的実現のための「受託義務」を負っているとする。このアプローチは、「人間を目的として扱い、手段として扱ってはならない」というカントの道徳原理に基づくものであり、「カント主義的企業理論」とも呼ばれる⁽¹⁴⁾。

第三項 企業倫理学の掲げる諸問題

倫理学は直接、企業に内的、外的に関係するステークホルダーに「適用」される。具体的には、企業を「構成する」諸ステークホルダー（株主、経営者、労働者、消費者、地域社会、等）に関して、「経営の要請」と矛盾する、或いは、緊張関係にある個人の道徳的意志決定（道徳的選択行為）において、倫理学が「適用（応用）される」⁽¹⁵⁾。

これは例えば、「従業員のプライバシーを侵すことが何故悪いか？」「性別による雇用差別は何故悪か？」「経営者と従業員間の信頼に基づく関係は何故望ましいのか？」「労働者の権利を侵すことは何故、間違っているのか？」という倫理的判断に関わる問題として具体化される。これらの問題は多くの企業倫理学の教科書が掲げる企業倫理問題であるが、倫理学をこの問題に「適用」する結果、最初の問題は、次の問題を解くことに帰結する。「人のプライバシーを侵すことが何故悪いか？」「性別による差別は何故悪いか？」「人間の権利を侵すことは何故、間違っているのか？」「人を信頼することは何故正しいのか？」この企業倫理問題の倫理問題への一般化は企業倫理学が、人間の行為の正しさの学である倫理学を、企業行動（これは経営者の行為の問題となる）と企業に関わる諸個人に「適用」するという方法に由来する。つまり、企業倫理学の方法論とは、第一に、人間の行為の正しさを考察する学問である倫理学を想定し、第二に、応用倫理学として、その対象としての企業、及び、企業のステークホルダーにこの倫理学を適用するが、この適用の根拠は、企

業とは、モラル・エージェントであり得、従って、自然人と同様に、自然人との類推から、モラル・エージェントとしての企業にも倫理学が適用できるとする。そして、第三に、企業倫理を人間行動の正しさの観点から分析、評価する。当然に、倫理学が正しい行為の基準とする諸原理（効用、義務、正義、自然権、契約、等々）が企業倫理の判断基準となり、企業倫理学は結局倫理学となる。

このような方法論を採れば、企業倫理学は「企業」倫理学でなくなる。つまり、企業倫理学の多くは倫理学であっても、「企業」倫理学ではないのである。

第二節 批判

第一項 批判—共同体主義—

以上のような企業倫理学における方法論—倫理学原則のモラル主体としての企業への適用—に関して、従来の企業倫理学の多くは倫理学であっても、「企業」倫理学ではない、との批判が生まれることは当然予想できよう。例えば、R. Solomon (1993) である⁽¹⁶⁾。功利主義、カント義務論、権利論、正義論といった概念から議論を展開する伝統的な企業倫理学に対して、Solomon は、「これは倫理、或いは、倫理学であって、企業倫理学ではない」と断定した。しかし、Solomon は従来の企業倫理学の「個人主義的アプローチ」、すなわち、倫理学原則を企業を構成する個々人（ステークホルダー）へと適用する方法論を批判し、企業＝共同体論によって、企業倫理問題を解決しようとし、「古典的共和主義」的立場から、企業倫理に共同体主義を「適用」した。Solomon は自らの方法論を、「アリストテレス主義的アプローチ」とし、個人の「徳と卓越さ」は共同体の内部でのみ達成される、とした。Solomon のアリストテレス主義の基本は、個人の利己心は、共同体に属する個人の利己心とは別物、或いは、個人の行動は、共同体に属する個人の行動とは区別されねばならないとする点にある。「我々は最初に共同体の成員であり、個人の利己心は、大部分、より大きな集団の利害関心と同一である」(Solomon, 1993, p.148)。また、Solomon によれば、企業倫理学が必要とするのは、「グランドセオリー」ではなく、「実践の理論 (theory of practice)」つまり、「ビジネスを完全に人間的な活動として説明する理論であり、ビジネス活動のフレームワークを提供する」理論こそ企業倫理学であると主張する。これは、伝統的な共和主義的徳論の議論である。「企業とは……同じ目的の達成のために、多くの人間が協働する共同体である」(ibid., p.125)。この目的とは Integrity である。Solomon と本質的に同一な方法—共和主義的方法、ないし、共同体論—は、「人間は共同体の価値を内的に具現化したものであり、共同体の生活を通してそれぞれの善を追求することが人間にとって最もふさわしい生き方である」とする Communitarianism や、プラグマティズムを取り入れた C. Taylor Sandora, B. Rosenthal and Rogene A. Buchholz (2000)⁽¹⁷⁾ にも見られる。つまり、企業倫理学は企業という共同体における

人間の行為を議論の対象とするべきであり、共同体を離れた、個人、従って、個人的行為なるものは存在しえないとしているのである

しかしながら、このアプローチの問題点は、企業と共同体の概念的区別のなされ得ないことである。Solomon においては、かつての伝統的な共同体（家族、種族、等）が解体した後の新たな共同体として「企業」が考えられている（「価値を共有していること」「協同によって、単なる諸個人の集合体ではない」、がそのメルクマールである）⁽⁴⁸⁾が、Solomon が、アリストテレス主義アプローチを「企業」に適用し得るとする根拠は、現代では、伝統的な共同体の役目を「企業」が果たしているという「類似性」のみである。企業は共同体的な側面をも持っている、というのが正しい。Solomon の議論は一つの正しさと一つの誤りを持っている。その正しさは、企業倫理は、個人倫理ではなくて、企業＝共同体における個人に適用されるべきだという主張である。企業から離れた個人とは違ったあり方を企業における個人は持っているであろう。企業倫理は企業における個人の倫理である。

その誤りは、企業は確かに「共同体的な」あり方を持っているが、共同体ではない、ということである。企業を共同体とすることは、企業を「家」とする把握と選ぶところがない。企業は、企業目的を達成するための諸個人の共同的行為（社会的行為）の総体であるが、同時に、企業を構成する諸個人の利害（利己心）は時として対立しあうこともある。社会科学においてゲマインシャフトとゲゼルシャフトの区別は周知のことであるが、企業をその他の諸団体（家や農村共同体、等）から区別するものは、まさに企業がゲゼルシャフトであるという事実である。テンニェスの周知の、「ゲマインシャフトとゲゼルシャフト」（テンニェスは、企業（「商事会社と株式会社」）と市場とは共にゲゼルシャフトであるとした）の区別を持ち出すまでもなく、企業とは、共同体（ゲマインシャフト）ではなく、利益共同体（ゲゼルシャフト）であり、このゲマインシャフトとゲゼルシャフトの概念的区別を消し去り、企業を「共同体」であると主張することはできないであろう。

第二項 A. Stark の批判

上記の二つの企業倫理学の方法—個人主義的及び共同体主義方法—について、「あまりに一般的、理論的、非実践的」として批判したのが、A.Stark (1997)である⁽⁴⁹⁾。Stark が今後の企業倫理学の新しい「原則」として挙げているのは、第一に、倫理と利己心とは対立するものであり、これを議論の出発点とすること、第二に、利他主義と利己心とを抽象的に区別するのではなく、全ての従業員の利他的でもあり、利己的でもあるモチベーションを認識した上での意志決定プロセス、新しい企業構造やインセンティブ・システム……こうしたものの構築にマネジャーと共に参加させる」仕組みを考察すること、の二点である (Stark, 1997, p.496.)。

我々には、Stark のこの批判は極めて妥当であるように思われる。

第一に、企業という特殊な制度的環境において生じる諸個人の「倫理」と「経営の要請」の緊張、ないし、対立関係から始めるべきであって、この緊張、ないし、対立関係を生み出すものは、組織としての企業であり、従って、企業倫理学に特有な倫理問題とは、企業制度がいかなる意味で、個人の行為の規定者であることにより、個人の倫理に対して緊張、ないし、対立を生み出すかが、議論の出発点であるはずである。従って、例えば、企業倫理学は「殺人は何故、道徳的に非難されるべきか」とか、「公共の利益を犠牲にして、個人の効用を増大させることは倫理的に正当か」といった問いから始めるべきではない。

企業倫理学は、個人が企業という制度的環境に置かれた場合に、この特殊な環境下で生じる、企業における個人と「経営の要請」との倫理的緊張関係の存在の可能性、また、この緊張関係から生じる個人の選択が、企業外の個人に比べて影響する程度の大きさのために、通常の倫理的諸基準がより強く脅かされる、或いは、それから逸脱する可能性を強める、という局面で問題となる。つまり、企業倫理学は、企業という固有の存立の場面において成立することは当然ではないだろうか。

従って、企業倫理学では、何故、企業という制度が、個人の倫理的選択に「より強く」影響するのか？が議論の出発点とならねばならない。簡単に言えば、「個人としてはこのような行為、或いは、意志決定は行わなかったであろうが、組織人、企業人としては……」という事態が、企業倫理学が存立する、特殊な状態である。このように考えると、個人倫理と企業における個人＝企業人の倫理は別物であると主張し、この主張により批判されることの多い Albert Carr (1968)⁽²⁰⁾も新たに評価しなおす必要があるだろう。更にまた、Robert Jackall (1988)⁽²¹⁾の主張—企業人固有の倫理特性を「官僚主義的倫理 (bureaucratic ethics)」とし、これは企業という場を離れた個人の抱く道徳とは別物であるとした。これを Jackall は、「通常の倫理を括弧にいれること」と表現する—も正当化されよう。

第三項 企業倫理学と経済学

企業倫理学は、企業という制度が、それに関わる人間をして、非倫理的、反倫理的な行為に駆り立てる制度的誘因を第一に分析するべきであって、第二に、この分析に基づいて、プロ倫理的な行為を導くような制度設計を論じるべきである。企業倫理学の固有の問題とは、企業という形を取った「累乗化された利己心」とも言うべきものが、より強く個人を反倫理的行為に駆り立てる制度的誘因の分析である。つまり、企業倫理学の存立の根拠は、企業という制度が、個人の行為の規定者であることにより（或いは、企業という制度が個人の行為を律する蓋然性の程度）、個人が人としてもつ倫理と緊張、ないし、対立関係を生み出す、という状況にあると考えられよう。

従って、企業倫理学は、企業とは何であるか、どのような制度であるかを考察の第一としなければならない。もし、個人の行為が、経営の要請に対して、完全に規定されているならば、倫理、な

いし、道徳的な問題状況は存在しないであろう。企業という制度が個人の行為を律する程度が、個人の倫理、ないし、道徳をも律する蓋然性を高めるか否かが問題の出発点である。つまり、企業は、個人をしてより反倫理的行為へと駆り立てるインセンティブ・メカニズムを持っているのである。

第三節 企業倫理の経済学

Stark の批判の骨子、つまり、第一に、倫理と利己心とは対立するものであり、これを議論の出発点とすること、第二に、利他主義と利己心とを抽象的に区別するのではなく、全ての従業員の利他的でもあり、利己的でもあるモチベーションを認識した上での意志決定プロセス、新しい企業構造やインセンティブ・システム……こうしたものの構築にマネジャーと共に参加させる」仕組みを考察すること、の二点が継承されねばならない企業倫理学の出発点であるとすれば、その方法論は当然、経済学でなければならない。我々は既に、まだ端緒にすぎないが、経済学の企業倫理学へのアプローチについては、幾つかの成果を得ている。

企業倫理学における経済学理論の成果の導入の必要性を訴える論者は、例えば、LaRue T. Hosner and Feng Chen (2001)⁽²²⁾であるが、Hosner と Chen は、経済学と倫理との接点を効率性と公平性との共力作用（シナジー）に求め（従来の効率性と倫理とのトレードオフではなくて）、経済学の新しい理論（二人は主として、協力ゲーム理論にその可能性を見ている）が企業倫理学にいかに関与できるかを明らかにした。

また企業倫理学に限らず、「経済と倫理」への経済学アプローチとしては、合理的選択理論も有効であろう。合理的選択理論（Rational Choice Theory）は、実際の、または、顕示的な選好（actual or revealed preference）による行為、つまり、推移性をみとすることによって合理的であり、かつ、自分の最も欲しいものを選択すると言う意味で自由な選択を行為の理論として、同時に、規範的行為の理論的基礎を与える⁽²³⁾。「正しい」「良い」行為とは、「私は代替的な行為から、それを選択した」を意味する。選好には、利己主義の他、利他主義も含められ得る。また、利己心と利他心とのトレードオフ関係を含んだ二重選好も、選好に対する選好（second order）も考えられ得る。

更に、新制度派経済学による企業倫理学への応用も無視できない。新制度派経済学の企業理論によれば、企業を構成する株主、経営者、労働者の利害は互いに対立し得る。株主、経営者、労働者はそれぞれの効用関数、或いは、利己心に基づいて行動する。従って、ここでの倫理問題とは、経営者、労働者の「機会主義的行動」を抑制することとなる。更に、一般に企業行動に関しては、「啓蒙された利己心」を行為の動機とする。これは、短期的にはコストが便益を上回るが、長期的には「ペイする」という考えである。新制度派経済学の立場からの一つの成果は、Josef Wieland (2000)⁽²⁴⁾

であり、Wieland は、企業において、非倫理的な行動に駆り立てる、所与の統治構造におけるインセンティブとは何か？ という問題提起から始めている。我々は更に、規則功利主義に関する議論⁽²⁵⁾や、期待効用最大化の観点から規範的倫理を説明した、Jonathan Baron (1993)⁽²⁶⁾を挙げる事ができる。

ゲーム理論、合理的選択理論、新制度派経済学が企業倫理学へ貢献できる三つの経済学理論であろう。だがこれら三者は方法論的個人主義を原理としている。これら三者の理論母胎は新古典派経済学であり、新古典派経済学の想定する rational egoist —他者との関係性から断絶された個体—という人間像を共有している。企業倫理学の多くの論者はこのような人間像を受け入れないであろう。しかしながら、A. Stark の問題提起を真摯に受け止めるならば、企業倫理学への経済学理論の導入は不可避であろう。

おわりに。

本論で我々は従来の企業倫理学の方法論に替えて、企業倫理学への経済学理論の導入が正しい方向性であることを示そうとした。企業倫理学にとって躓きの石は、rational egoist という経済学の間人学的前提である。倫理、規範の原則とは普遍妥当的な原則であらねばならず、また、倫理、規範を利己心から導くことはできないとの主張に企業倫理学が固執するならば、実り豊かな成果は得られないであろう。もちろん、考察すべきことは多々ある。最近の新しい経済社会学の発展や、制度派経済学、とりわけ、コモنزの議論も射程に収めるべきものであろう。本論は今後の企業倫理学の発展の方向性を示唆したに過ぎない。

- (1) 「規範的ビジネスエシックス」と「実証的ビジネスエシックス」の対立、統合の可能性に関して、1992年アメリカ経営学会社会的諸問題部会でシンポジウムの形で議論が行われた。この議論は、BEQ 誌、1994年、Vol.2, No.4.にまとめられている。Linda Klebe Trevino and Gary R. Weaver, “Business ETHICS/BUSINESS ethics: One Field or Two”, in *BEQ*, Vol.4-2, 1994. が企業倫理学の二つの研究方向、規範的か実証的か、についての整理を与えている。更に、Gary R. Weaver and L. K. Trevino, “Normative and Empirical Business Ethics”, in *BEQ*, Vol.4-2, 1994, Bart Victor and Carrol U. Stephens, “Business Ethics: A Synthesis of Normative Philosophy and Empirical Social Science”, in *BEQ*, Vol.4-2, 1994. を参照。
- (2) Dan R. Dalton and Idalene F. Kesner, “On the Dynamics of Corporate Size and Illegal Activity: An Empirical Assessment”, in *Journal of Business Ethics*, 7 (1988), pp.861-70.

は、企業サイズ（売上高で計った）が大きくなればなるほど、より規模の小さな企業に比べて、法律を犯す割合が高くなることを実証した。Dalton と Kesner は Fortune 500 の企業を考察し、大企業（上位 1/3）は下位 2/3 に比べて二倍の違法行為を犯すことを明らかにした。

- (3) *Ethical Theory and Business*, Sixth Edition, eds. by T. Beuchamp and N. E. Bowie, Prentice Hall Inc., 2001, p.1.
- (4) D. D. ラファエル『道徳哲学』野田又夫、伊藤邦武訳、紀伊國屋書店、1994 年、22-23 頁。
- (5) *Ethical Theory and Business*, p.1.
- (6) Norman F. Bowie and Ronald F. Duska, *Business Ethics*, Second Edition, Prentice Hall Inc., 1990, p.5.
- (7) *Ethical Theory and Business*, p.3.
- (8) Norman E. Bowie, *Business Ethics A Kantian Perspective*, Blackwell, 1999.
- (9) N. Bowie, "Business Ethics as an Academic Discipline", in *Business Ethics The State of the Art*, ed. by R. Edward Freeman, Oxford University Press, 1991. 「カント主義者が契約を破らないのは、道徳律、つまり、契約を破ることを禁じる定言命法を守るからである」(ibid., p.37.)。
- (10) Joseph W. Weiss, *Business Ethics A Stakeholder and Issues Management Approach*, Second Edition, The Dryden Press, 1990, p.7.
- (11) 宮坂純一『ビジネス倫理学の展開』晃洋書房、1999 年、143 頁。
- (12) 企業を「モラルパーソン」、つまり、企業は自然人と同じ道徳主体足り得る、何故ならば、企業は「企業内意志決定構造 (Corporate Internal Decision Structure)」を持つことにより、自然人と同じように、「意図」を持ち得るからである、としたのは、Peter French, "The Corporation as a Moral Agency", in *American Philosophical Quarterly*, 16, 1979. である（同論文は、Peter French, "The Corporation as a Moral Agency", in *Ethics in Business and Economics*, Vol. I, eds by T. Donaldson and T. Dufee, Ashgate, 1997, pp.313-21. に採録されている）。企業がモラル主体ではあり得ないと主張するのは、Ladd, "Morality and Idea of Rationality in Formal Organization", in *Ethical Issues in Business*, eds. by T. Donaldson and P. H. Werahane, Prentice Hall Inc., 1979, pp.102-13. 「行動は二つの全く異なり、時には両立しえない標準に服従させられる。社会的行動は効率性という基準に従うが、個人の行動は通常のモラルリティ基準に従う」。更に、Thomas Donaldson, *Corporations and Morality*, Prentice Hall Inc., 1982, pp.20-34. 「会社自体」という概念を導入し、企業自体を principal に、経営者を agent とし、両者の間にプリンシパル－エージェント関係が成立するとするのは、宮坂『ビジネス倫理学』190 頁、である。宮坂はプリンシパルを会社自体とすることにより、株主は特別なステークホルダーではなく、その他のステークホルダーと同列にその利害を考慮されることにな

るとした。「経営者は会社（自体）の agent として、対外的に当該企業の経営行動にモラル責任を負わされているだけでなく、上記の（株主、従業員、関連企業、消費者、地域社会）の各種のステークホルダーの利害を調整し、その会社を『存続・維持』していかなければならない」（191頁）。

- (13) Edward Freeman, *Strategic Management: A Stakeholder Approach*, Oxford University Press, 1984. Edward Freeman, “A Stakeholder Theory of the Modern Corporation”, in *Ethical Theory and Business*
- (14) Goodpaster は (K. Goodpaster, “Business Ethics and Stakeholder Approach”, in *Ethical Theory and Business*) Freeman を批判し、全てのステークホルダーの利害を「等しく」調停することは、不可能であり、株主と経営者の「受託義務」を軽視することになるとした。Goodpaster は、株主と経営者との間の受託義務の観点から、他のステークホルダーの利害を「戦略的に考慮する」戦略的ステークホルダー総合と、Freeman 的な「ステークホルダー」アプローチ、つまり、全てのステークホルダーの利害を等しく考慮する「マルチ受託型ステークホルダー総合」とを区別した上で、「受託・非受託型ステークホルダー総合」を提唱した。これは、ストックホルダー以外のステークホルダーとの間に経営者は「非受託的義務」、つまり、他人を傷つけない、嘘を言わない、等の、社会のもつ倫理的期待に叶う義務をもつとするものである。
- (15) 代表的な教科書を挙げれば、Richard T. De George, *Business Ethics*, Prentice Hall Inc., 1999.
- (16) Robert C. Solomon, *Ethics and Excellence*, Oxford University Press, 1993, p.98.
- (17) C. Taylor, Sandora B. Rosenthal and Rogene A. Buchholz, *Rethinking Business Ethics A Pragmatic Approach*, Oxford University Press, 2000. (岩田浩他訳『経営倫理学の新構想』文真堂, 2001年)
- (18) 「卓越さ」に関しては、例えば、Robert Solomon, “Historicism, Communitarianism, and Commerce: An Aristotelian Approach to Business Ethics”, in *Contemporary Economic Ethics and Business Ethics*, ed. by Peter Koslowski, Springer, 2000.
- (19) A Stark, “What’s matter with business ethics?”, in *Ethics in Business and Economics*, Vol. II, pp.491-97.
- (20) Albert Carr, “Is Business Bluffing Ethical?”, in *Business Ethics A Philosophical Reader*, ed. by Thomas I. White, Prentice Hall Inc., 1993.
- (21) Robert Jackall, *Moral Maze The World of Corporate Managers*, Oxford University Press, 1988.
- (22) LaRue T. Hosner and Feng Chen, “Ethics and Economics: Growing Opportunities for

Joint Research”, in *BEQ*, Vol.11-4, 2001, pp.592-622.

- ㉓ David Gauthier, *Morals by Agreement*, Clarendon Press, 1986. 「道徳性についての伝統的な概念は個人の利益の追求による合理的な制約であることを示す」(ibid., p.2)。合理的選択理論を社会学に導入し、制度の発生と維持とを説明する試みは、*Social Institutions Their Emergence, Maintenance, and Effects*, eds. by M. Hechter, Karl-Dieter Opp and R. Wippler, Aldine de Gruyter, 1990. の諸論考である。合理的選択理論の問題は、選好は、純粋に主観的、相対的であり、実質的・客観的な選択基準を欠き、ある人の選好と他の人の選好とを比較考量することができないとする点にある。
- ㉔ Josef Wieland, “An Institutional Approach to Business Ethics”, in *Contemporary Economic Ethics and Business Ethics*.
- ㉕ 規則功利主義に関してはさしあたり、Nicolas Rowe, *Rules and Institutions*, The University of Michigan Press, 1989. を参照。
- ㉖ Jonathan Baron, *Morality and Rational Choice*, Kluwer Academic Publisher, 1993.